

第2回教育委員会会議録

1. 日 時 令和5年5月9日（火）
開会：午後1時29分
閉会：午後2時44分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：吉 田 和 博 委 員：下 川 博 大
委 員：江 崎 正 己
4. 事 務 局
教 育 部 長：坂 本 啓 悟 教 育 総 務 課 長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社 会 教 育 課 長：永 松 博 幸
人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：小 林 志 麻 教 育 総 務 課 総 務 担 当 係 長：井 手 雄 香
主 任 教 育 指 導 主 事：石 橋 功 一 指 導 主 事：福 永 美 智 也
学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：山 本 啓 介
5. 書 記 教 育 総 務 課：牧 聖 也
6. 傍 聴 者 0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

非公開議案

- (1) 議案第22号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(筑後南コミュニティセンター条例の制定について)
(全員賛成、原案可決)

非公開議案

- (2) 議案第23号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(筑後市人権教育啓発センター条例の制定について)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(3) 議案第24号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(筑後市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(4) 議案第25号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和5年度筑後市一般会計補正予算第4号：学校教育課)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(5) 議案第26号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和5年度筑後市一般会計補正予算第4号：社会教育課)

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(6) 議案第27号 令和4年度筑後市一般会計繰越明許費について

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(7) 議案第28号 令和4年度筑後市一般会計継続費繰越について

(全員賛成、原案可決)

(8) 議案第29号 筑後市立小中学校関係者評価委員会設置要綱の一部改正について

教育長 続いて、議案第29号 筑後市立小中学校関係者評価委員会設置要綱の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料9をご覧ください。1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートに内容を記載しております。

学校関係者評価委員会におきましては、各小・中学校が実施しております自己評価の客観性を高めるというところで、地域住民、保護者の皆様と共通理解を持って協力しながら進めていくものでございますけれども、令和4年度に市内の小学校全校に学校運営協議会が設置されております。これに伴いまして、小学校の学校評価につきましては、今年度より学校関係者評価委員会に代わりまして各学校の運営協議会が評価を行うということに決定をしております。このため、もともとの要綱の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、4ページをご覧くださいまして、まず、引き続き中学校につきましてはこの制度を利用いたしますので、この要綱の表題とし

て「筑後市立小中学校」とあったものを「筑後市立中学校関係者評価委員会設置要綱」と改めます。

それから、第1条中、「筑後市立小学校及び中学校」となっていたものから「小学校及び」を削除いたしまして、「筑後市立中学校」ということで、この関係者評価委員会については中学校のみで運用していくという形での今回の改正でございます。

以上でございます。

教育長 説明が終わりました。ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

吉田委員 これは中学校だけ評価委員会が続くということですか。

学校教育課長 はい。

吉田委員 小学校もあっていたと思うんですけど、私の勘違いでしょうか。

学校教育課長 小学校もあっていたんですけども、今回設けました学校運営協議会で評価をしていただきますので、そちらに移すということで。同じ仕事を2回、同じメンバーで大体やられているなということで、今回、小学校についてはこっちを削除して、運営協議会の中でやっていただくということです。

吉田委員 学校運営協議会のほうで評価すると。分かりました、すみません。

教育長 いえいえ。

ほかにございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第29号 筑後市立小中学校関係者評価委員会設置要綱の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(9) 議案第30号 筑後市就学援助交付要綱の一部改正について

教育長 議案第30号 筑後市就学援助交付要綱の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料10をご覧ください。筑後市就学援助交付要綱の一部改正でございます。

概要につきましては、1ページ、例規審議ワークシートをご覧ください。

就学援助につきましては、経済的理由で就学困難な学齢児童、または学齢生徒に対する援助の内容でございますけれども、この就学援助の交付金額と申しますと、国の要保護児童生徒援助費補助金におけます予算単価を基準としております。よって、毎年当該基準が変更となった場合には、この要綱の改正がこれまで必要であったところでございます。速やかな対応をするために、今回、要綱の内容を一部見直してあります。

内容としましては、6ページに新旧の比較をしておりますので、新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正後でございます。

これまでは対象費用にいろんなものが、給食費ですとか通学費、修学旅行費とありますけれども、それぞれ国の基準に定める上限の金額を、ここに数字を入れておりました。今回の改正案につきましては、右側をご覧くださいと、国の基準に定める当該年度における予算単価、あるいは上限とした額というような書き方で、金額ではなくて内容の記載をしております。こういった形ですることによって、当該支給に当たりまして現時点の国の基準を確認することで、その都度、要綱の改正が必要ないという形で今回改正をさせていただいているところでございます。それぞれの費目についてはご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第30号 筑後市就学援助交付要綱の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(10) 議案第31号 筑後市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第31号 筑後市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正についてお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料11をご覧ください。

続きまして、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するという目的の奨励費でございますけれども、こちらも改正の内容としましては、先ほどの就学援助と同様というか、似ておりまして、基準となる国の基準の変更に速やかに対応できるということで、6ページ、7ページに改正内容をつけております。

この特別支援教育就学奨励費につきましても、学校給食費、通学費、修学旅行費とそれぞれの費目がございますけれども、これまで国の上限額を現行では記載しているところでございますけれども、その金額が変わることがありますので、今回につきましては、改正後、これまで金額が入っていたところについては、「特別支援教育就学奨励費補助金の当該年度における国庫補助対象限度額」といったように文言による記載に変えております。

説明としては以上でございます。

教育長 先ほどと同じような改定の仕方、毎回変えなくていいようにということでの提案です。よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第31号 筑後市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(11) 議案第32号 社会教育委員の委嘱について

教育長 最後、議案第32号 社会教育委員の委嘱について。社会教育課長。

社会教育課長 資料は12番になります。1枚めくっていただきまして、名簿をつけております。

全部で15人ですけれども、3番の公民館連絡協議会がまだ決まっておりません。これ以外の14人の方については、6月1日から令和7年5月31日までの2年間で任期となっております。公民館連絡協議会については、6月の教育委員会で報告という形を取らせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

教育長 説明は終わりましたが、よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、議案第32号 社会教育委員の委嘱について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

4 協議事項

- (1) 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の制定について
- (2) 筑後市人権教育啓発センター条例施行規則の制定について
- (3) 筑後市社会人権・同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正について

5 報告事項

- (1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告
 - ①筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)について
 - ②非常勤職員の任用について
- (2) 令和5年度教育委員会学校訪問について

6 その他

- (1) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば